

2005年7月1日

関係各位

財団法人 日本サッカー協会
審判委員会委員長 高田 静夫

「2005年競技規則の改正」について（訂正連絡）

前略

日頃より、審判活動にご尽力いただき感謝いたします。

さて、「2005年競技規則の改正」における「第14条 ーペナルティーキックの日本協会の解説」を下記のとおり訂正します。確認の上、的確に実施するようお願いいたします。

草々

記

- 競技規則の改正 第14条 ーペナルティーキック
「日本協会の解説」 7ページ目4行目以降

【訂正前】

あるいは跳ね返った時点でプレーを止め、そのときボールのあった地点から、守備側チームの間接フリーキックで試合を再開させることになる。

【訂正後】

あるいは跳ね返った時点でプレーを止め、違反のあった地点から、守備側チームの間接フリーキックで試合を再開させることになる。なお、複数の攻撃側の競技者が違反をした場合は、主審の判断により著しく違反をした競技者の位置から再開させることになる。

以上